

玄海町地域防災計画

第4編 地震災害対策編

令和3年8月

玄海町防災会議

第1章 災害予防	1
第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	3
第2節 地震に強いまちづくり	3
第1項 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方	3
第2項 地震に強いまちづくり	3
第3節 住民等の防災活動の促進	5
第1項 防災思想の普及、徹底	5
第2項 防災知識の普及、訓練	5
第3項 町民の防災活動の環境整備	6
第4項 災害教訓の伝承	6
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	7
第1項 災害発生直前対策	7
第2項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	7
第3項 救急・救助、医療及び消火活動	7
第4項 緊急輸送活動	8
第5項 避難の受入れ及び情報提供活動	8
第6項 物資の調達、供給活動	9
第7項 応急復旧及び二次災害の防止活動	9
第8項 複合災害対策	9
第9項 防災訓練の実施	9
第10項 災害復旧・復興への備え	9
第2章 災害応急対策	11
第1節 災害発生直前の対策	13
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	13
第1項 地震・津波の情報伝達	13
第2項 災害情報の収集・連絡	19
第3項 通信手段の確保	20
第4項 町の活動体制	20
第5項 広域的な応援体制	20
第6項 自衛隊の災害派遣要請	20
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	20
第1項 救助・救急活動	20
第2項 医療活動	20
第3項 消火活動	21
第4項 惨事ストレス対策	21

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	21
第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	21
第2項 交通の確保	21
第3項 緊急輸送	22
第4項 緊急輸送のための燃料の確保	22
第5節 避難の受入れ及び情報提供活動	22
第1項 避難誘導の実施	22
第2項 指定緊急避難場所	22
第3項 指定避難所	22
第4項 応急仮設住宅等	22
第5項 広域避難	22
第6項 広域一時滞在	22
第7項 要配慮者への配慮	23
第8項 被災者等への的確な情報伝達活動	23
第6節 物資の調達、供給活動	23
第1項 物資の調達、供給活動の基本方針	23
第2項 食料等（ボトル飲料を含む）の供給計画	23
第3項 飲料水の供給	23
第4項 生活必需品の供給	24
第5項 物資の配送	24
第7節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	24
第1項 保健衛生	24
第2項 動物の管理等	24
第3項 防疫活動	24
第4項 し尿の処理	24
第5項 遺体対策	25
第8節 社会秩序の維持に関する活動	25
第9節 応急の教育に関する活動	25
第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	25
第1項 施設・設備等の応急復旧活動	25
第2項 二次災害の防止活動	25
第11節 自発的支援の受入れ	26
第1項 ボランティアの受入れ	26
第2項 義援物資、義援金の受入れ	26

第3章 災害復旧・復興	27
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	29
第2節 迅速な原状復旧の進め方	29
第1項 被災施設の復旧等	29
第2項 災害廃棄物の処理	29
第3節 計画的復興の進め方	29
第1項 復興計画の作成	29
第2項 防災まちづくり	29
第4節 被災者等の生活再建等への支援	29
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	29

第1章 災害予防

第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

第2節 地震に強いまちづくり

第1項 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方

第2項 地震に強いまちづくり

第3節 住民等の防災活動の促進

第1項 防災思想の普及、徹底

第2項 防災知識の普及、訓練

第3項 町民の防災活動の環境整備

第4項 災害教訓の伝承

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1項 災害発生直前対策

第2項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

第3項 救急・救助、医療及び消火活動

第4項 緊急輸送活動

第5項 避難の受入れ及び情報提供活動

第6項 物資の調達、供給活動

第7項 応急復旧及び二次災害の防止活動

第8項 複合災害対策

第9項 防災訓練の実施

第10項 災害復旧・復興への備え

第1章 災害予防

第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。町は、「第1編 第4章 第4節 第4項 地震による被害想定」（総則-14-）に示す被害を想定する。

町は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

第2節 地震に強いまちづくり

第1項 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木構造物、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等について、耐震性を確保する必要がある。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下によるものとする。

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。
- 2 直下型地震または海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼす恐れがあるもの
 - (3) 多数の人々を収容する建築物等
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

第2項 地震に強いまちづくり

1 地震に強いまちの形成

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

町〔まちづくり課〕は、県が、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）により、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する地震防災緊急事業五箇年計画に記載された事業について、積極的な推進に努める。

(2) 地盤災害防止施設等の整備

「第2編 第1章 第1節 第1項 1 地盤災害防止施設等の整備」(共通- 3 -)を参照

(3) 河川、海岸、下水道及びため池施設の整備

「第2編 第1章 第1節 第1項 2 河川、海岸、下水道及びため池施設の整備」(共通- 5 -)を参照

(4) 公共施設等の整備

「第2編 第1章 第1節 第1項 3 公共施設等の整備」(共通- 7 -)を参照

(5) 交通・通信施設の整備

「第2編 第1章 第1節 第1項 4 交通・通信施設の整備」(共通- 8 -)を参照

2 建築物の安全化

(1) 一般建築物

町[まちづくり課]は、耐震改修促進計画に基づいて、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

(2) 落下物、ブロック塀等

町[まちづくり課]及び建築物の所有者等は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

町[まちづくり課]は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

町[まちづくり課]は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 文化財

「第2編 第1章 第1節 第2項 4 文化財」(共通- 9 -)を参照

3 ライフライン施設等の機能の確保

町[生活環境課]は、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

また、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。

その他は、「第2編 第1章 第1節 第3項 ライフライン施設等の機能の確保」(共通- 10 -)を参照

4 崖地、液状化対策等

(1) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

「第2編 第1章 第1節 第1項 1 地盤災害防止施設等の整備」(共通- 3 -)を参照

(2) 大規模盛土造成地における宅地対策

町[まちづくり課]及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、滑動崩落への対策を促していく。

(3) 地盤の液状化対策の推進

町[まちづくり課]、県等の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図る。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努め、住民への適切な情報提供等を図る。

5 危険物施設等の安全確保

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設等の施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

町[防災安全課]は、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び保安教育、自衛防災組織の充実強化、防災訓練の積極的実施等適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

6 災害応急対策等への備え

「第2編 第1章 第1節 第4項 災害応急対策等への備え」(共通- 12 -)を参照

第3節 住民等の防災活動の促進

第1項 防災思想の普及、徹底

「第2編 第1章 第2節 第1項 防災思想の普及、徹底」(共通- 13 -)を参照

第2項 防災知識の普及、訓練

1 防災知識の普及

地震に係る緊急地震速報(警報)は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

第1章 災害予防

第3節 住民等の防災活動の促進

日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民等に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。佐賀地方気象台は、県、市町、各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

その他は、「第2編 第1章 第2節 第2項 1 防災知識の普及」(共通-14-)を参照

2 防災関連設備等の普及

町[防災安全課]は、住民に対して消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品等の普及に努める。

3 防災訓練の実施、指導

町[防災安全課]は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

その他は、「第2編 第1章 第2節 第2項 2 防災訓練の実施、指導」(共通-15-)を参照

4 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

「第2編 第1章 第2節 第2項 3 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」(共通-15-)を参照

第3項 町民の防災活動の環境整備

1 消防団、自主防災組織の育成強化

「第2編 第1章 第2節 第3項 1 消防団員の育成強化」(共通-16-)、「第2編 第1章 第2節 第3項 2 自主防災組織等の育成強化」(共通-17-)を参照

2 防災ボランティア活動の環境整備

「第2編 第1章 第2節 第3項 3 防災ボランティア活動の環境整備」(共通-17-)を参照

3 企業防災の促進

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

その他は、「第2編 第1章 第2節 第3項 4 企業防災の促進」(共通-18-)を参照

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

「第2編 第1章 第2節 第3項 5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」(共通-19-)を参照

第4項 災害教訓の伝承

「第2編 第1章 第2節 第4項 災害教訓の伝承」(共通-20-)を参照

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1項 災害発生直前対策

町〔防災安全課〕は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設・設備の充実を図るよう努める。

第2項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

町〔防災安全課〕は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

その他は、「第2編 第1章 第3節 第3項 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備」（共通-22-）を参照

2 情報の分析整理

「第2編 第1章 第3節 第3項 2 情報の分析整理」（共通-23-）を参照

3 通信手段の確保

「第2編 第1章 第3節 第3項 3 通信手段の確保」（共通-23-）を参照

4 職員の体制

「第2編 第1章 第3節 第3項 4 職員の体制」（共通-25-）を参照

5 防災関係機関相互の連携体制

「第2編 第1章 第3節 第3項 5 防災関係機関相互の連携体制」（共通-26-）を参照

6 業務継続性の確保

町〔総務課〕は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

その他は、「第2編 第1章 第3節 第3項 10 業務継続性の確保」（共通-30-）を参照

7 防災中枢機能等の確保、充実

「第2編 第1章 第3節 第3項 11 防災中枢機能等の確保、充実」（共通-30-）を参照

第3項 救急・救助、医療及び消火活動

1 救助・救急活動関係

「第2編 第1章 第3節 第6項 1 救助活動体制の整備」（共通-33-）を参照

2 医療活動

「第2編 第1章 第3節 第6項 2 医療活動」(共通- 33 -)を参照

3 消火活動

「第2編 第1章 第3節 第6項 3 消防活動」(共通- 33 -)を参照

第4項 緊急輸送活動

「第2編 第1章 第3節 第7項 緊急輸送活動」(共通- 34 -)を参照

第5項 避難の受入れ及び情報提供活動

1 避難誘導

「第2編 第1章 第3節 第8項 1 避難誘導」(共通- 36 -)を参照

2 指定緊急避難場所

町〔防災安全課〕は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

その他は、「第2編 第1章 第3節 第8項 2 指定緊急避難場所」(共通- 37 -)を参照

3 指定避難所等

「第2編 第1章 第3節 第8項 3 指定避難所等」(共通- 37 -)を参照

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

「第2編 第1章 第3節 第8項 4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」(共通- 40 -)を参照

5 応急仮設住宅等

「第2編 第1章 第3節 第8項 5 応急仮設住宅等」(共通- 43 -)を参照

6 帰宅困難者対策

「第2編 第1章 第3節 第8項 6 帰宅困難者対策」(共通- 43 -)を参照

7 被災者等への的確な情報伝達活動

「第2編 第1章 第3節 第8項 7 被災者等への的確な情報伝達」(共通- 43 -)を参照

第6項 物資の調達、供給活動

「第2編 第1章 第3節 第9項 物資の調達、供給活動」（共通- 44 -）を参照

第7項 応急復旧及び二次災害の防止活動

町〔防災安全課〕は、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物、宅地の危険度並びに土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

町〔防災安全課〕及び事業者は、有害物質の漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備しておく。

町〔まちづくり課〕は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

第8項 複合災害対策

「第2編 第1章 第3節 第5項 複合災害対策」（共通- 33 -）を参照

第9項 防災訓練の実施

1 町

「第2編 第1章 第3節 第10項 1 町」（共通- 46 -）を参照

2 防災関係機関

「第2編 第1章 第3節 第10項 2 防災関係機関」（共通- 47 -）を参照

3 事業所、自主防災組織及び住民

「第2編 第1章 第3節 第10項 3 事業所、自主防災組織及び住民」（共通- 47 -）を参照

第10項 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

「第2編 第1章 第3節 第11項 1 災害廃棄物の発生への対応」（共通- 47 -）を参照

2 各種データの整備保全

「第2編 第1章 第3節 第11項 2 各種データの整備保全」（共通- 51 -）を参照

3 り災証明書の発行体制の整備

「第2編 第1章 第3節 第11項 3 り災証明書の発行体制の整備」（共通- 51 -）を参照

4 復興対策の研究

「第2編 第1章 第3節 第11項 4 復興対策の研究」（共通- 52 -）を参照

第1章 災害予防

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

- 第1項 地震・津波の情報伝達
- 第2項 災害情報の収集・連絡
- 第3項 通信手段の確保
- 第4項 町の活動体制
- 第5項 広域的な応援体制
- 第6項 自衛隊の災害派遣要請

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

- 第1項 救助・救急活動
- 第2項 医療活動
- 第3項 消火活動計画
- 第4項 惨事ストレス対策

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
- 第2項 交通の確保
- 第3項 緊急輸送
- 第4項 緊急輸送のための燃料の確保

第5節 避難の受入れ及び情報提供活動

- 第1項 避難誘導の実施
- 第2項 指定緊急避難場所
- 第3項 指定避難所
- 第4項 応急仮設住宅等
- 第5項 広域避難
- 第6項 広域一時滞在
- 第7項 要配慮者への配慮
- 第8項 被災者等への的確な情報伝達活動

第6節 物資の調達、供給活動

第7節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

- 第1項 保健衛生
- 第2項 動物の管理等
- 第3項 防疫活動
- 第4項 し尿の処理
- 第5項 遺体対策

第8節 社会秩序の維持に関する活動

第9節 応急の教育に関する活動

第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動

- 第1項 施設・設備等の応急復旧活動
- 第2項 二次災害の防止活動

第11節 自発的支援の受入れ

- 第1項 ボランティアの受入れ
- 第2項 義援物資、義援金の受入れ

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

大規模地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

町〔本部事務局〕は、住民等への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第1項 地震・津波の情報伝達

地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、町〔本部事務局〕及び防災関係機関は、気象庁が発表する大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

住民等への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

1 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

（1）緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民等に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による町の防災無線等を通して住民等に伝達される。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

参考として震度階級ごとの人の体感、行動、屋内や屋外の状況を示した震度階級関連解説表を表2-1に示す。

表 2-1 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 地震情報の種類、発表基準とその内容

気象庁が発表する地震情報の種類、発表基準とその内容を表 2-2 に示す。

表 2-2 地震情報の種類、発表基準とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震による揺れの検知時刻を発表。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(3) 地震活動に関する解説資料等

気象庁が発表する地震活動に関する解説資料等の種類、発表基準とその内容を表 2-3 に示す。

表 2-3 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料
管内地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

(4) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目途に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

気象庁が発表する津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を表 2-4 に示す。

表 2-4 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される災害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波 警報 (津波特別 警報)	10m超 (10m<高さ)	巨 大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。津波は繰返し襲ってくるので、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高 い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。
津波 注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中や海岸付近は危険なため、海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(5) 津波情報の種類とその内容

気象庁が発表する津波情報の種類とその内容を表 2-5 に示す。

表 2-5 津波警報の種類とその内容

津波情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分に記載)を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

(6) 津波予報

気象庁が発表する津波予報の発表基準とその内容を表 2-6 に示す。

表 2-6 津波予報の発表基準とその内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき	(地震情報に含めて発表) 津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨発表

【資料編】

- 資料-39 大津波警報、津波警報・津波注意報の伝達経路
- 資料-40 佐賀地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達経路

2 町による措置事項

気象庁から発信される緊急地震速報、震度速報等の地震情報や津波等に関する情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要であることから、以下により取り扱う。

(1) 緊急地震速報の伝達

全国瞬時警報システム（J-ALERT）で緊急地震速報を受信した場合は、直ちに町防災行政無線（戸別受信機を含む）等により住民等へ伝達する。

住民等への情報伝達にあたっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努める。

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、町内の公共の団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民等に周知する。

この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請する等して、万全の措置を講ずる。

イ 沿岸住民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等、伝達先に漏れがないよう注意する。

ウ 地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

(3) 近地地震津波に対する自衛措置

- ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表前であっても津波が襲来するおそれがある。
- 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、町〔本部事務局〕は、直ちに次の措置を講ずる。
- a 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう指示（緊急）を行う。
- b 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。
- イ 町に対する大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておく。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、町〔本部事務局〕は、直ちに上記による措置をとる。
- ウ 災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、「気象業務法施行令」（昭和27年政令第471号）第10条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じる。
- エ 町に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考に、上記アに掲げる措置を速やかに実施する。

(4) 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

町〔本部事務局〕は、地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波等）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民等に周知し、町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報する。

(5) 県からの大津波警報・津波警報・津波注意報の受信取扱い

県からの情報送信は、一斉指令システムを原則とするが、止むを得ず図2-1に示す伝達経路でファクシミリや音声による伝達が行われた場合、町〔本部事務局〕は、間違いなく受領するよう十分注意を払う。

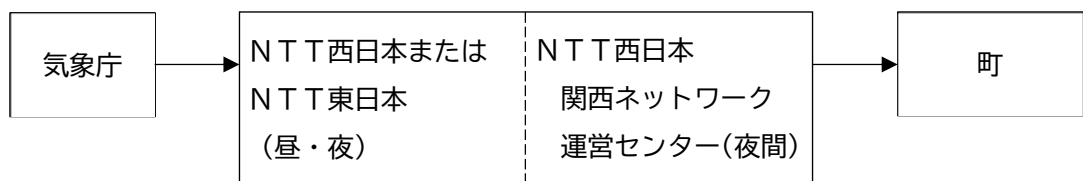


図2-1 大津波警報、津波警報の伝達経路

第2項 災害情報の収集・連絡

1 被害規模の早期把握のための活動

「第2編 第2章 第2節 第1項 1 被害規模の早期把握のための活動」（共通-56-）を参照

2 地震発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「第2編 第2章 第2節 第1項 2 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」（共通- 56 -）を参照

3 一般被害情報等の収集・連絡

「第2編 第2章 第2節 第1項 3 一般被害情報等の収集・連絡」（共通- 56 -）を参照

4 応急対策活動情報の連絡

「第2編 第2章 第2節 第1項 4 応急対策活動情報の連絡」（共通- 66 -）を参照

第3項 通信手段の確保

「第2編 第2章 第2節 第2項 通信手段の確保」（共通- 66 -）を参照

第4項 町の活動体制

「第2編 第2章 第2節 第3項 町の活動体制」（共通- 68 -）を参照

第5項 広域的な応援体制

「第2編 第2章 第2節 第4項 広域的な応援体制」（共通- 76 -）を参照

第6項 自衛隊の災害派遣要請

「第2編 第2章 第2節 第5項 自衛隊の災害派遣要請」（共通- 79 -）を参照

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救助・救急活動

1 住民及び自主防災組織の役割

「第2編 第2章 第4節 第1項 1 住民及び自主防災組織の役割」（共通- 91 -）を参照

2 救助・救急活動

「第2編 第2章 第4節 第1項 2 救助・救急活動」（共通- 91 -）を参照

3 救急・救助活動等の応援

「第2編 第2章 第4節 第1項 3 救急・救助活動等の応援」（共通- 92 -）を参照

第2項 医療活動

1 保健医療活動

「第2編 第2章 第4節 第2項 1 保健医療活動」（共通- 93 -）を参照

2 医薬品、医療資機材の調達

「第2編 第2章 第4節 第2項 2 医薬品、医療資機材の調達」（共通- 96 -）を参照

3 医療施設の応急復旧

「第2編 第2章 第4節 第2項 3 医療施設の応急復旧」（共通- 96 -）を参照

4 保健医療福祉ボランティアへの対応

「第2編 第2章 第4節 第2項 4 保健医療福祉ボランティアへの対応」（共通- 97 -）を参照

第3項 消火活動

1 出火防止、初期消火

「第2編 第2章 第4節 第3項 1 出火防止、初期消火」（共通- 97 -）を参照

2 消火活動

「第2編 第2章 第4節 第3項 2 消火活動」（共通- 98 -）を参照

3 応援の要請

「第2編 第2章 第4節 第3項 3 応援の要請」（共通- 98 -）を参照

第4項 惨事ストレス対策

「第2編 第2章 第4節 第4項 惨事ストレス対策」（共通- 98 -）を参照

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

「第2編 第2章 第5節 第1項 1 輸送に当たっての配慮事項」（共通- 99 -）を参照

2 輸送対象の想定

「第2編 第2章 第5節 第1項 2 輸送対象の想定」（共通- 99 -）を参照

第2項 交通の確保

1 道路啓開等

「第2編 第2章 第5節 第2項 1 道路啓開等」（共通- 100 -）を参照

2 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

「第2編 第2章 第5節 第2項 2 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保」（共通- 100 -）を参照

第3項 緊急輸送

1 緊急輸送の実施

「第2編 第2章 第5節 第3項 1 緊急輸送の実施」(共通- 100 -)を参照

2 輸送手段の確保

「第2編 第2章 第5節 第3項 2 輸送手段の確保」(共通- 100 -)を参照

3 緊急輸送の優先

「第2編 第2章 第5節 第3項 3 緊急輸送の優先」(共通- 102 -)を参照

4 緊急通行車両の確認及び事前届出

「第2編 第2章 第5節 第3項 4 緊急通行車両の確認及び事前届出」(共通- 102 -)を参照

第4項 緊急輸送のための燃料の確保

「第2編 第2章 第5節 第4項 緊急輸送のための燃料の確保」(共通- 102 -)を参照

第5節 避難の受入れ及び情報提供活動

第1項 避難誘導の実施

「第2編 第2章 第6節 第2項 避難誘導の実施」(共通- 103 -)を参照

第2項 指定緊急避難場所

「第2編 第2章 第6節 第3項 指定緊急避難場所」(共通- 103 -)を参照

第3項 指定避難所

「第2編 第2章 第6節 第4項 指定避難所」(共通- 104 -)を参照

第4項 応急仮設住宅等

「第2編 第2章 第6節 第5項 応急仮設住宅等」(共通- 106 -)を参照

第5項 広域避難

「第2編 第2章 第6節 第6項 広域避難」(共通- 106 -)を参照

第6項 広域一時滞在

「第2編 第2章 第6節 第7項 広域一時滞在」(共通- 106 -)を参照

第7項 要配慮者への配慮

「第2編 第2章 第6節 第8項 要配慮者への配慮」（共通- 106 -）を参照

第8項 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

「第2編 第2章 第6節 第9項 1 被災者への情報伝達活動」（共通- 107 -）を参照

2 住民への的確な情報の伝達

「第2編 第2章 第6節 第9項 2 住民への的確な情報の伝達」（共通- 107 -）を参照

3 住民等からの問合せに対する対応

「第2編 第2章 第6節 第9項 3 住民等からの問合せに対する対応」（共通- 108 -）を参照

第6節 物資の調達、供給活動

第1項 物資の調達、供給活動の基本方針

「第2編 第2章 第7節 第1項 物資の調達、供給活動の基本方針」（共通- 109 -）を参照

第2項 食料等（ボトル飲料を含む）の供給計画

1 調達方法

「第2編 第2章 第7節 第2項 1 調達方法」（共通- 109 -）を参照

2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

「第2編 第2章 第7節 第2項 2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し」（共通- 110 -）を参照

3 供給方法

「第2編 第2章 第7節 第2項 3 供給方法」（共通- 110 -）を参照

第3項 飲料水の供給

1 水道施設の応急復旧

「第2編 第2章 第7節 第3項 1 水道施設の応急復旧」（共通- 111 -）を参照

2 応急給水

「第2編 第2章 第7節 第3項 2 応急給水」（共通- 111 -）を参照

第4項 生活必需品の供給

1 生活必需品等の品目

「第2編 第2章 第7節 第4項 1 生活必需品等の品目」(共通- 111 -)を参照

2 調達方法

「第2編 第2章 第7節 第4項 2 調達方法」(共通- 112 -)を参照

3 供給方法

「第2編 第2章 第7節 第4項 3 供給方法」(共通- 112 -)を参照

第5項 物資の配送

1 基本方針

「第2編 第2章 第7節 第5項 1 基本方針」(共通- 112 -)を参照

2 物資の配布

「第2編 第2章 第7節 第5項 2 物資の配布」(共通- 113 -)を参照

3 在宅等被災者への対応

「第2編 第2章 第7節 第5項 3 在宅等被災者への対応」(共通- 114 -)を参照

第7節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

第1項 保健衛生

「第2編 第2章 第8節 第1項 保健衛生」(共通- 115 -)を参照

第2項 動物の管理等

1 家畜の管理、飼料の確保

「第2編 第2章 第8節 第2項 1 家畜の管理、飼料の確保」(共通- 116 -)を参照

2 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

「第2編 第2章 第8節 第2項 2 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等」(共通- 116 -)を参照

第3項 防疫活動

「第2編 第2章 第8節 第3項 防疫活動」(共通- 117 -)を参照

第4項 し尿の処理

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

「第2編 第2章 第8節 第4項 1 仮設トイレの調達、設置、撤去」(共通- 119 -)を参照

2 処理の方法

「第2編 第2章 第8節 第4項 2 処理の方法」（共通- 119 -）を参照

第5項 遺体対策

「第2編 第2章 第8節 第5項 遺体対策」（共通- 120 -）を参照

第8節 社会秩序の維持に関する活動

「第2編 第2章 第9節 社会秩序の維持に関する活動」（共通- 121 -）を参照

第9節 応急の教育に関する活動

「第2編 第2章 第10節 応急の教育に関する活動」（共通- 121 -）を参照

第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動

第1項 施設・設備等の応急復旧活動

1 ライフラインの応急復旧

「第2編 第2章 第3節 第2項 1 ライフラインの応急復旧」（共通- 88 -）を参照

2 公共施設の応急復旧

「第2編 第2章 第3節 第2項 2 公共施設の応急復旧」（共通- 89 -）を参照

3 住宅の応急復旧活動

「第2編 第2章 第3節 第2項 3 住宅の応急復旧活動」（共通- 90 -）を参照

第2項 二次災害の防止活動

町は、地震、降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講じる。

1 水害・土砂災害対策

町〔基盤対策部〕は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

2 建築物、構造物の倒壊

(1) 被災宅地の広報活動

町〔総務対策部、基盤対策部〕及び県は、風水害の影響により被災宅地で二次災害のおそれがあると認める場合、若しくは地震発生後、被災住宅が地震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

(2) 被災宅地の危険度判定

町〔基盤対策部〕は、県があらかじめ養成・登録している「被災宅地危険度判定士」又は「被災建築物応急危険度判定士」の協力を得て、被災宅地の危険度判定又は被災建築物の応急危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、県を通じて、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「被災建築物応急危険度判定要綱」等に基づき、他都道府県に対し、応援を要請する。

3 高潮、波浪等の対策

町〔総務対策部、基盤対策部〕は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

4 爆発物及び有害物質による二次災害対策

危険物施設の管理者等は、災害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。施設管理者は、災害による被害の規模に応じ、町、消防機関、県警察、海上保安部、県等の各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

また、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

その他は、「第2編 第2章 第3節 第1項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動」(共通- 87 -)を参照

第11節 自発的支援の受入れ

第1項 ボランティアの受入れ

「第2編 第2章 第11節 第1項 ボランティアの受入れ」(共通- 124 -)を参照

第2項 義援物資、義援金の受入れ

1 義援金の受入れ

「第2編 第2章 第11節 第2項 1 義援金の受入れ」(共通- 125 -)を参照

2 義援物資の受入れ

「第2編 第2章 第11節 第2項 2 義援物資の受入れ」(共通- 125 -)を参照

第3章 災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興に係る基本方向の決定

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1項 被災施設の復旧等

第2項 災害廃棄物の処理

第3節 計画的復興の進め方

第1項 復興計画の作成

第2項 防災まちづくり

第4節 被災者等の生活再建等への支援

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

第3章 災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

「第2編 第3章 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定」（共通- 129 -）を参照

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1項 被災施設の復旧等

町〔防災安全課、まちづくり課〕は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

その他は、「第2編 第3章 第2節 第1項 被災施設の復旧等」（共通- 129 -）を参照

第2項 災害廃棄物の処理

「第2編 第3章 第2節 第2項 災害廃棄物の処理」（共通- 136 -）を参照

第3節 計画的復興の進め方

第1項 復興計画の作成

「第2編 第3章 第2節 第1項 復興計画の作成」（共通- 138 -）を参照

第2項 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

その他は、「第2編 第3章 第1節 第2項 防災まちづくり」（共通- 138 -）を参照

第4節 被災者等の生活再建等への支援

町〔住民課、まちづくり課〕は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、町の活動の支援に努めるものとする。

その他は、「第2編 第3章 第4節 被災者等の生活再建等の支援」（共通- 139 -）を参照

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

「第2編 第3章 第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援」（共通- 148 -）を参照